

## 仕様書

### 1 件名

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「病院」という。）における無菌室設置に伴う DICOM データ統合管理ワークステーションの追加導入及びシステム構築業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 3 履行場所

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター

### 4 内容

次の要件を満たすこと。

#### (1) 次の機能を有するシステムの導入を行うこと。

- ア DICOM イメージャーへの出力機能及び、レーザープリンタでの印刷機能
- イ 画像データを自動/手動で削除できるページ機能
- ウ 削除した画像データを必要なときにサーバから自動取得する機能
- エ DICOM 属性の編集・検査の分割・シリーズの分割機能
- オ 画像ビュー機能
- カ システムをインストールする端末のハードディスク内で DICOM 画像の管理をする機能
- キ DICOM 画像を CD/DVD に書き出す際に、DICOM 規格専用ビューワを内包する機能
- ク 作成した CD/DVD のラベルを作成する機能
- ケ 任意のディレクトリから DICOM 及び非 DICOM 画像のファイルを読み込み、登録（インポート機能を指す）をする機能
- コ DICOM 及び非 DICOM 画像を取り込む際に、MWM へ接続を行う機能
- サ 次に掲げるセキュリティ機能
  - (ア) ユーザー認証機能
  - (イ) CD/DVD 作成時の匿名化・暗号化機能
  - (ウ) 操作ログ取得・保存機能
  - (エ) メディア作成ログ取得・保存機能
- シ ディスクパブリッシャーとの接続において、全自动で CD/DVD 作成する機能

#### (2) 病院が用意する次の端末条件下で動作すること。

OS : Windows10 Enterprise LTSC (64bit)

CPU : Corei5

メモリ : 8GB

ハードディスク容量 : 256GB

インターフェース : USB ポート × 9 口

HDMI ポート × 1 口

ディスプレイポート × 1 口

LAN ポート × 1 口

- (3) (2)において指定した端末 1 台に対しシステムインストール作業を行うこと。
- (4) EPSON PP-100III (USB 接続タイプ) もしくはそれと同等の機能を有するディスクパブリッシャーを 1 台導入すること。
- (5) ディスクパブリッシャー本体の設置・設定を行うこと。
- (6) 病院導入済みの内視鏡画像サーバ、放射線画像サーバ、循環器動画サーバ及び RIS サーバとの接続を行うこと。

## 5 履行条件

- (1) 本仕様書に定める業務内容（以下「本業務」という。）の履行に当たり、調整等に  
関しては、病院担当者の指示に従うこと。
- (2) 本業務の動作確認、完了検査及びシステムテストは、履行期限までに終えること。  
また、本業務の履行等に要する費用は受託者の負担とする。なお、作業時間は病院担  
当者と協議し決定すること。
- (3) 本件機能に必要なプログラム（以下「本件プログラム」という。）の完了検査までに、  
機能説明ファイルを提出すること。また、機能に追加、変更及び削除があった場合に  
は、速やかに更新した機能説明ファイルを提出すること。
- (4) 機器に不具合が生じた場合には、業務に支障がないよう修理、修正等の迅速な対応  
が能够すること。

## 6 検査

- (1) 本件作業後、完了検査を行う。
- (2) 完了検査は、次のとおり行う。

ア 本件作業が完了したときは、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報  
告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。なお、完了検査の際は、作動さ  
せて機能の確認を行うことがあるため、性能機能等について説明できる者が立ち  
会うこと。

イ システムテストを 1 回以上行うこと。

ウ 完了検査を受けた後、直ちに完了報告書を病院担当者に提出すること。

- エ 完了検査において合格と認められないときは、受託者は検査員の指定する期日までに補正を行うこと。
- (3) 受託者は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から本業務についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。上記の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。
- (4) 完了報告書の提出等検査に直接要する費用はすべて受託者の負担とする。

## 7 保証

完了検査終了後、1年間を保証期間とし、この期間において故障又は不良が発生した場合（委託者の故意又は過失に起因する場合を除く。）は、受託者は修理・調整等に係る一切の保証を行うこと。

## 8 契約不適合責任

受託者の作業が契約の内容に適合しないものであった場合、受託者は本仕様書に基づき必要な作業を繰り返し実施することとする。

## 9 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、本学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 10 その他

- (1) 受託者は、病院において、放射線画像サーバ又は内視鏡画像サーバとの接続実績がある、もしくは医療情報システム又はネットワーク接続を伴う医療機器の納入実績があることを要する。
- (2) 病院既存の画像・動画サーバ及びRISサーバとの接続・設定に当たっては、各サーバ導入業者と必要十分な連携をとること。
- (3) 請求書は完了検査終了後に病院担当者に提出すること。
- (4) 委託者は、有効な請求書の受領後30日以内に受託者に支払うものとする。
- (5) 詳細については、病院担当者の指示に従うこと。
- (6) 業務の履行に当たり、別紙1「情報取扱注意項目」及び別紙2「障害者差別解消に關

する特記仕様書」を遵守すること。

- (7) 業務の履行に当たり機密情報保護に対して十分なセキュリティ対策を講ずること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、病院担当者と協議し決定すること。

# 情報取扱注意項目

(別紙1)

## (基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

## (関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。)その他関係法令を遵守しなければならない。

## (適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報(公立大学法人名古屋市立大学(以下「甲」という。)が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (機密情報の取扱いに関する特則)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

## (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

## (再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

## (複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本

学の保有する情報が記録された資料及び成果物

(甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものと含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

## (情報の返却及び処分)

第8 乙は本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

## (情報の授受)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起こらないようにしなければならない。

## (報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

## (従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

### (契約解除及び損害賠償等)

#### 【約款の場合は推奨】

- 第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
- (1) 契約を解除すること。
  - (2) 損害賠償を請求すること。
  - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

### (特定個人情報に関する特則)

- 第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
  - 3 乙は、第 1 項及び第 2 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

### (電子情報の消去に関する特則)

- 第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。
- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

### (対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

### (対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。